

○厚生労働省令第百三十一号  
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則  
（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）  
第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）  
第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十  
条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次  
のように定める。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）  
第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）以下「法」という。第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とす  
る。



(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改める。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のように改める。

第二十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

第九条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次のように改める。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一一部改正)

第六条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

第十二条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)の一部を次のように改める。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一一部改正)

第八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改める。

第三十九条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一一部改正)

第九条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改める。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一一部改正)

第十一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改める。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一一部改正)

第十四条の二第二項に次の一号を加える。

(厚生労働省組織規則の一一部改正)

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関するものと(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く)。